

# 公害防止条例 9月1日から施行

市民が健康で文化的な生活ができるよう、市では、さる4月1日に「公害防止条例」を公布しましたが、その後、環境保護課が中心となってこの規則の成案にとり組んでいたところ、このほどこの施行規則ができ、9月1日施行をメドに目下検討を重ねているところです。

公害防止条例の施行によって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等にそれぞれ規制基準が設けられ、これに従わない場合は罰則が科せられることになっており、市民の健康保持にそして、良好な環境保全のために制定されたこの公害防止条例の役割は非常に大きいものがあるとされています。

また、この条例、規則は、国の法律、県条例によって規制されたもののほかに市独自の規制を設けた点が注目されています。

## 目的

この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するために、公害防止がきわめて重要であることから、事業者、市および市民の責務を明らかにし、公害防止に関する必要な事項を定めながら、市民の健康の保持と良い環境を保全するための条例です。

## 公害とは

この条例による「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音振動、地盤の沈下、悪臭によって人の健康または良好な環境に係る被害が生ずることをいい、環境の中には、生活環境と自然環境を含む、としています。

## 市と市民の責務

市は、市民の健康を保護し、良好な環境を保全するため、国、県の公害防止に関する施策に合せ、公害防止の施策を策定して、これを実施する責務を有します。

ばい煙

粉じん

ばい煙は、燃料その他の物の燃焼に伴って発生する酸化物、電気の使用に伴って発生するばいじん。それに、人の健康や環境に被害が生ずる恐れのあるカドミウム、塩素、鉛などがばい煙として対象になります。

ばい煙発生施設としては、ボイラー、(伝熱面積、3m<sup>2</sup>以上7m<sup>2</sup>未満)、廃棄物焼却機(焼却能力が1時間当たり150kg未満)、オガライトの製造用の乾燥炉が対象とされます。

## ばいじんの排出基準

[許容限度(%)]

①ボイラーで重油、その他0.30%の液体燃料を燃焼させるもの

②ボイラーのうち上記以外のもの

③廃棄物焼却機(炉)

④オガライト製造の乾燥炉

※許容限度——単位温度が0度で、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりのグラム数をいう。

## 管理基準

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。
- ② 散水設備によって散水が行われていること。
- ③ 防じんカバーでおおわれていること。
- ④ 薬液の散布または表層の締固めが行われていること。

## 罰則

ばい煙、粉じん、水質、騒音等について、発生施設設置等の届け出をしなかった場合は、3万円以下の罰金が科せられることになります。

また、特定工場、特定建設作業にあたって勧告を受け、これに従わなかった場合は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられることになっています。

## 水質汚濁

水質の汚濁は大きな問題であり、とくに工場等から公共用水域に水を排出する場合は市長への届出が義務づけられています。

汚水、廃液の排出施設に該当するものとしては、水産物卸売市場の洗浄施設・給食業の施設・畜産施設と鶏糞の処理施設・し尿浄化槽(500人未満)・洗車施設を有する駐車場などです。

## 排水基準

海域以外の公共用水域に排出させるもの

第1種水域 第2種、第3種水域以外の河川ならびにこれらの河川に流入する公共用水域

第2種水域 別所川、長木川(下町橋下流)引次川(長内沢川合流点下流)下内川(長面橋上流)大森川(花岡川合流点上流)

第3種水域 猿間川、旧大森川

## <污水有害物質以外の汚染状態の排水基準>

項目	許容限度		
	第一種水域	第二種水域	第三種水域
水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 6.0mg	1ℓにつき 2.0mg
化学的酸素要求量	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 6.0mg	1ℓにつき 2.0mg
浮遊物質量	1ℓにつき 7.0mg	1ℓにつき 12.0mg	1ℓにつき 20.0mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 3.0mg
フェノール類含有量	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 2.0mg
銅含有量	1ℓにつき 0.1mg	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 2.0mg
亜鉛含有量	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg
溶解性鉄含有量	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg
溶解性マンガン含有量	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg
クロム含有量	1ℓにつき 2.0mg	1ℓにつき 2.0mg	1ℓにつき 2.0mg
フッソ含有量	1ℓにつき 1.5mg	1ℓにつき 1.5mg	1ℓにつき 1.5mg
大腸菌群数	1cm <sup>2</sup> につき 3,000個	1cm <sup>2</sup> につき 3,000個	1cm <sup>2</sup> につき 3,000個

備考 この表に掲げる排水基準は、排水量の多少に拘らず適用する。

## (拡声器使用制限の特例)

拡声器使用の公職選挙法に基づく選舉運動や祭り、盆踊り、運動会等の行事それに、拡声器を屋内で使用する場合は、使用の制限はないこと。

## 騒音

### <住居・商業地域>

くい打機作業	85ホン以下
びょう打機作業	80ホン以下
※午前7時から翌日の午前7時までは作業制限。	

さく岩機・空気圧縮機・コンクリートプラント等	75ホン以下
※午後9時から翌日の午前6時まで作業制限。	

以上の音量測定の地点は、作業場所の敷地境界線から30m地点とする。

### <工業地域>

くい打機作業	85ホン以下
びょう打機作業	80ホン以下
さく岩機作業・空気圧縮機・コンクリートプラント等の作業	75ホン以下

### <特定工場等の騒音規制基準>

	(朝夕)	(昼)	(夜間)
住居専用地域	4.5ホン	5.0ホン	4.0ホン
住居地域	5.0ホン	5.5ホン	4.5ホン
商業地域	6.0ホン	6.5ホン	5.0ホン
工業地域	6.5ホン	7.0ホン	6.0ホン